

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

平成25年10月28日

豊橋市長 佐原 光 一

平成25年度豊橋市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度豊橋市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,686,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年10月28日専決

豊橋市長 佐原 光 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		千円 308,000	千円 20,200	千円 328,200
	1 繰越金	308,000	20,200	328,200
歳入合計		117,666,233	20,200	117,686,433

歳出

款	項	既定額	補正額	計
11 災害復旧費		千円 50,000	千円 20,200	千円 70,200
	3 その他施設災害復旧費	20,000	20,200	40,200
歳出合計		117,666,233	20,200	117,686,433

平成 2 5 年度

補 正 予 算 説 明 書

(専 決 処 分)

一般会計補正予算説明書 (第 4 号)
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	補 正 額	計
19 繰 越 金	千円 308,000	千円 20,200	千円 328,200
1 繰 越 金	308,000	20,200	328,200
1 繰 越 金	308,000	20,200	328,200
歳 入 合 計	117,666,233	20,200	117,686,433

節		金額	説明
区分	金額		
		千円	千円
1 繰越金	20,200		繰越金 20,200

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
11 災 害 復 旧 費	千円 50,000	千円 20,200	千円 70,200	千円 0	千円 0	千円 0	千円 20,200
3 その他施設 災害復旧費	20,000	20,200	40,200	0	0	0	20,200
1 その他施設 災害復旧費	20,000	20,200	40,200	0	0	0	20,200
歳 出 合 計	117,666,233	20,200	117,686,433	0	0	0	20,200

節		金額	説明
区分	金額		
	千円		千円
11 需用費	8,340	1. 諸施設災害応急復旧費 (1) 諸施設災害応急復旧費	20,200 20,200
13 委託料	2,802	[需用費の内訳] 修繕料	8,340
15 工事請負費	8,978		
18 備品購入費	80		